

## 託麻東小学校・厳冬期の服装について

厳冬期の通常時・体育時の服装について、お知らせします。託麻東小学校では標準服を採用していることや安全面・衛生面への配慮から、次のような決まりと条件を設けております。通常時と体育時で異なる部分がありますので、ご確認ください。また、着用するものには必ずご記名をお願いします。

病気等で特別な対応が必要な場合もあると思います。その場合は、必ず担任にお申し出ください。

＜通常時＞ ※下記の防寒着は、防寒を目的とした華美でないものにする。

着用可	条件	着用不可
・ジャンパー類 ・コート	・フードをかぶらない。(視野が狭くなり危険)	・ベンチコート
・手袋 ・ネックウォーマー	・ミトンタイプは不可。 ・屋内では外す。	・マフラー ・ニット帽子 ・耳あて (音が聞こえなくなるなど、危険なため。)
・使い捨てカイロ	・記名する。・ポケットから出さない。 ・家で捨てる。	
・長ズボン		
・タイツやスパッツ類	・黒色で柄のないものが望ましい。	

＜冬の体育時＞

☆ 長袖の体育服、又は半袖体育服の下に長袖Tシャツを着用してもよい。

また、タイツやスパッツ類の着用も可。

☆ 体育の授業時はスクールセーター・スクールベストは着用しない。長袖・長ズボン等で運動に適した服装は、可とする。但し、ケガ防止のため、ジッパーやフードのないものとする。

☆ 手を使わない運動の時は、手袋のみ着用を可とする。ただし、ミトンタイプの手袋は不可とする。